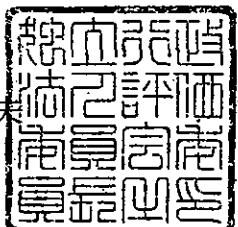


独評発第 0228001 号  
平成 23 年 2 月 28 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 井原 哲夫



意見書

独立行政法人医薬基盤研究所の不要財産の国庫納付について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が認可を行うに当たっての同条第 5 項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成 23 年 2 月 24 日付け厚生労働大臣あて申請書（医基発第 65 号）のとおり不要財産を国庫納付することについて、通則法第 46 条の 2 第 2 項の規定に基づき認可することに異存ない。



医基発第65号  
平成23年2月24日

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

独立行政法人医薬基盤研究所  
理事長 山西 弘

政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年5月28日法律第37号）附則第3条規定により適用される独立行政法人通則法第46条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 厚生労働大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に係る不要財産の内容

薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場の土地の一部の譲渡収入

- 2 不要財産と認められる理由

和歌山県日高川町の依頼を受けて、薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場の土地の一部については、業務運営上支障をきたすものではないとして譲渡した財産であり、売却を行ったことによりそれにかかる譲渡収入について不要となったため、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行に伴い申請するもの。

- 3 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

不要財産の内容	取得の日及び申請の日	不要財産の帳簿価額
土地 (第46条の2第2項)	取得日（平成17年4月1日）	26,620,430円
	譲渡日（平成22年4月28日）	

4 謾渡によって得られた収入の額

区分	金額
譲渡収入額	32,147,640円
うち帳簿価額	26,620,430円
うち簿価超過額	5,527,210円

5 謕渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

0円

6 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

当該不要財産の取得に係る 出資又は支出の額	会計の区分	その他その内容
26,620,430円	一般会計	現物出資

7 謕渡の方法

随意契約

8 謕渡した時期

平成22年4月28日

9 謕渡収入による国庫納付の予定時期

平成23年3月

10 その他必要な事項

国庫納付に係る経緯 別紙1

独立行政法人医薬基盤研究所承継資産評価資料 別紙2

重要財産処分認可書 別紙3

土地売買契約書 別紙4

【経緯】

平成21年7月24日に和歌山研究部（当時）が所在する日高川町長から、独立行政法人医薬基盤研究所理事長あて、通学用歩道設置等のための土地提供依頼があったところ。

○独立行政法人医薬基盤研究所で検討したところ、当該土地において、育成・栽培している植物等については、残地に移植する。

○つくば市等にある薬用植物資源研究センター等に移管するものが必要であれば順次搬送する。

上記2点から、事業運営に支障がないものと考え、平成22年3月26日に契約を結び売却に応じたものである。



資料 3

独立行政法人 医薬基盤研究所  
承 繼 資 產 評 價 資 料

厚生労働省大臣官房厚生科学課

期首有形固定資産承継評価額(土地)

(平成17年4月1日現在)

土地評価額一覧

Seq.No	口座名	所在地	種目	地積(m <sup>2</sup> )	台帳価格 (H13.4.1)	鑑定評価額の査定	
						評価単価	鑑定評価額
1	筑波薬用植物栽培試験場	茨城県つくば市八幡台1番地	土地	45,813	1,331,130,127	29,800	1,370,000,000
	筑波薬用植物栽培試験場 総計				1,331,130,127		1,370,000,000

Seq.No	口座名	所在地	種目	地積(m <sup>2</sup> )	台帳価格 (H13.4.1)	鑑定評価額の査定	
						評価単価	鑑定評価額
1	和歌山薬用植物栽培試験場	和歌山県日高郡川辺町大字土生1208	土地	5,505	42,034,901	32,400	178,000,000
	和歌山薬用植物栽培試験場 総計				42,034,901		178,000,000

Seq.No	口座名	所在地	種目	地積(m <sup>2</sup> )	台帳価格 (H13.4.1)	鑑定評価額の査定	
						評価単価	鑑定評価額
1	和歌山薬用植物栽培試験場宿舎	和歌山県日高郡川辺町大字土生1208	土地	165	3,709,791	32,400	5,360,000
	和歌山薬用植物栽培試験場宿舎 総計				3,709,791		5,360,000

Seq.No	口座名	所在地	種目	地積(m <sup>2</sup> )	台帳価格 (H13.4.1)	鑑定評価額の査定	
						評価単価	鑑定評価額
1	種子島薬用植物栽培試験場	鹿児島県熊毛郡中種子町野間字松原山17007-2	土地	91,700	3,385,147	65	5,960,000
2	種子島薬用植物栽培試験場	鹿児島県熊毛郡中種子町野間字外越14005-2	土地	16,993	520,020	30	510,000
	種子島薬用植物栽培試験場 総計				3,905,167		6,470,000

Seq.No	口座名	所在地	種目	地積(m <sup>2</sup> )	台帳価格 (H13.4.1)	鑑定評価額の査定	
						評価単価	鑑定評価額
1	種子島薬用植物栽培試験場宿舎	鹿児島県熊毛郡中種子町野間字松原山17007-2	土地	792	29,298	65	51,500
	種子島薬用植物栽培試験場宿舎 総計				29,298		51,500

Seq.No	口座名	所在地	種目	地積(m <sup>2</sup> )	台帳価格 (H13.4.1)	鑑定評価額の査定	
						評価単価	鑑定評価額
1	筑波薬用植物栽培試験場	茨城県つくば市並木3丁目1番地外	土地	4,026.00	106,972,384	65,000	262,000,000
	筑波薬用植物栽培試験場 総計				106,972,384		262,000,000

Seq.No	口座名	所在地	種目	地積(m <sup>2</sup> )	台帳価格 (H13.4.1)	鑑定評価額の査定	
						評価単価	鑑定評価額
1	筑波医学実験用棗長類センター	茨城県つくば市八幡台1番1	宅地	91699.95	3,115,250,178	31,000	2,840,000,000
	筑波医学実験用棗長類センター 総計	統計			3,115,250,178		2,840,000,000

合計(土地)	4,661,881,500
--------	---------------



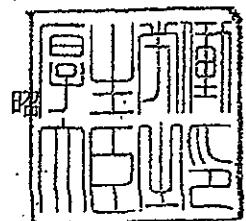
厚生労働省発科 0326 第 1 号

平成 22 年 3 月 26 日

独立行政法人医療基盤研究所

理事長 山西 弘一 あて

厚生労働大臣 長妻



重要な財産処分に関する認可書

平成 22 年 2 月 18 日付医基発第 53 号により認可申請のあった独立行政法人  
通則法第 48 条第 1 項に規定する重要な財産の処分については、これを認可する。



## 土地売買契約書

独立行政法人医薬基盤研究所 理事長 山西弘一を甲とし、日高川町 町長 玉置俊久を乙として、次の条項により土地売買契約を締結する。

### (契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有する別表第1に掲げる土地(以下、「土地」という。)を乙が施工する道路工事に必要な土地として、乙に売り渡すこととし、土地に質権、抵当権又は先取り特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ土地に物件(移転することにつき甲が権限を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 土地売買代金は、金 32,147,640 円とする。

### (土地の登記及び引き渡し期限等)

第2条 甲は、平成22年4月23日までに乙に土地を引き渡すものとし、乙は平成22年4月30日までに所有権移転登記を完了するものとする。この場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させ(当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。)、かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ当該物件を移転するものとする。

2 土地に、前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅(当該権利の登記の抹消を含む。)に協力するものとする。

### (登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

### (補償金の支払)

第4条 甲は、土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは、借家人が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者、又は、借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出したときに、その他の場合においては前条の規定により書類を提出したときに、土地売買代金のうち金 22,503,000 円の支払を乙に請求することができる。

2 甲は、第2条第1項の規定により乙に土地を引き渡し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、土地売買代金から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払いを乙に請求することができる。  
ただし、日高川町登記前支払事務処理規程第2条第1号に該当したときは、甲は、年度末に日高川町登記前支払事務処理規程による念書を乙に提出し、前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払いを乙に請求することができる。

3 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、請求にかかる金額を甲に支払うものとする。

### (土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。  
ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙の同意を得たものについては、この限りではない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 土地に、甲の所有にかかる土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。

ただし、乙の同意を得たときは、この限りではない。

- 3 甲が、前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき土地売買代金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (2) 土地に、第1条第1項に規定する権利が設定されており、又は存する場合において、甲が、第2条に規定する所有権移転登記の期限までに当該権利を消滅させることができないとき。
- (3) 土地に、第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合にあって、第2条に規定する所有権移転登記の期限までに、土地に第1条第1項に規定する物件以外の物件、又は借家人が居住している建物が存する場合にあっては、第2条に規定する引渡期限までに当該権利者、物件所有者、又は借家人との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。

(残留物件の処理)

第 7条 第2条に規定する引渡期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転できるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

第 8条 この契約書に貼付する収入印紙に関する経費は、乙の負担とする。

(協議)

第 9条 この契約書に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第10条 この契約に関する訴訟は、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。  
甲乙協議して定めるものとする

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

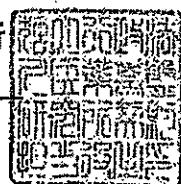
平成22年3月26日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

契約担当官役

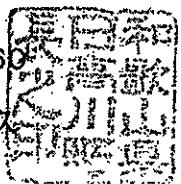
独立行政法人 医薬基盤研究所

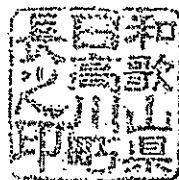
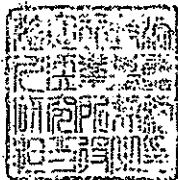
理事長 山 西 弘



乙 和歌山県日高郡日高川町大字土生160

日高川町長 玉置俊





別表第1

土 地 の 表 示

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		備考
	公募	現況	公募	売買面積	
日高川町大字土生 字門田1158-1	田	畠	1,687	375	
日高川町大字土生 字城ヶ原1203-1	畠	畠	1,525	237	
日高川町大字土生 字城ヶ原1205-1	宅地	宅地	1,906.34	172.34	
御坊市藤田町藤井 字灰原1840-1	田	畠	387	-39	
合計			5,505.34	823.34	

覚書

字削除  
印押入



独立行政法人医薬基盤研究所 所長 山西弘一を甲とし、日高川町 町長 玉置俊久を乙として、甲乙間において平成22年3月26日付けで締結した土地売買契約書(以下、「原契約」という。)について、つぎのとおり覚書を締結する。

第1条 原契約第1条第1項に定める甲が売り渡す土地に在する物件については、同第7条の規定にかかわらず乙がこれを移転するものとし、経費は乙の負担とする。  
ただし、移転する物件及び方法は甲乙協議のうえ、別表に定めるものとする。

(別表)

項目	数量	方法	備考
ガラスハウス(82m <sup>2</sup> )	1棟	解体撤去	※1
フェンス	1式	移設	※2
門柱・門扉	1式	改修	※3
樹木・看板	1式	伐採又は移設	※4

- ※1 ガラスハウス撤去後の土地のうち、新設歩道となる部分以外は傾斜(盛土)処理により医薬基盤研究所用の入り口及び駐車場として簡易舗装する。
- ※2 フェンスの移設は、新設歩道工事の進捗に併せて、甲乙協議する。
- ※3 門柱・門扉はガラスハウス跡地(新設入口)に設置する。現行の入り口は閉鎖する。
- ※4 工事等に支障となる樹木等は甲の了承の元、乙が伐採・撤去する。ただし、甲が必要とする樹木等については、乙がこれを敷地内に移植等する。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成22年3月26日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

契約担当官役

独立行政法人 医薬基盤研究所

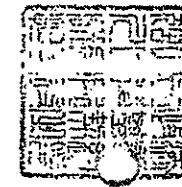
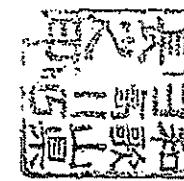
理事長 山 西 弘



乙 和歌山県日高郡日高川町大字土生160

日高川町長 玉 置 俊







【第50回調査研究部会（平成22年8月24日開催）了承】  
【第50回医療・福祉部会（平成22年8月17日開催）了承】  
【第63回労働部会（平成22年8月24日開催）了承】

## 独立行政法人の不要財産の処分に係る独立行政法人 評価委員会の意見の取扱いについて

- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号。以下「改正法」という。）の施行により、独立行政法人の保有する財産（主務省令で定める重要な財産に限る。）であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該不要財産を処分しなければならないとされている。  
また、改正法の施行後には、遅滞なく不要財産を国庫に返納することとされている。
- 当該不要財産の処分を厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 改正法の施行日によっては、すぐに部会を開催し、審議することが困難であることも予想されることから、別表の予定される不要財産（不要財産の譲渡収入を含む。）については、各部会における了承の下に、以下のよう取扱いとする。

### 【不要財産の処分に係る各部会の意見の取扱い】

① 別表の予定される不要財産の処分を行うことについて、あらかじめ、部会の了承をいただく。

② 改正法の施行後、独立行政法人が当該不要財産の処分の認可申請を行うときは、部会長において、部会が了承した不要財産であることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。  
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。

※ 改正法施行後の独立行政法人通則法第46条の2第2項の規定により、不要財産（国債、地方債及び政府保証債並びに金銭信託等を除く。）を譲渡し、これにより生じた収入の額を国庫に納付することとする場合は、別途部会で審議いただく。

## 【参照条文】

### ○ 改正後の独立行政法人通則法（抄）

#### （財産的基礎）

##### 第8条（1及び2 略）

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第46条の2又は第46条の3の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

#### （不要財産に係る国庫納付等）

第46条の2 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

##### 4 （略）

5 主務大臣は、第1項、第2項又は第3項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

##### 6 （略）

## 附 則（平成22年法律第37号）

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日（平成22年5月28日）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第3条 施行日前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において新法第46条の2第1項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第2項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第6項までの規定を適用する。この場合において、同条第2項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(別表)

## 国庫納付を行う予定の財産

対象部会	法人名	不要財産名	全部or一部返納	国庫納付見込額(円)	
				売却済	売却予定
調査研究部会	医薬基盤研究所	土地（一部：薬用植物資源研究センター和歌山研究部）	全部	32,147,640	
医療・福祉部会	福祉医療機構	長寿・子育て・障害者基金（※）	全部		286,750,800,000
労働部会	勤労者退職金共済機構	川越宿舎土地	全部	69,700,000	
	高齢・障害者雇用支援機構	宿舎跡地	全部	208,000,000	
		岡山障害者職業センター跡施設	全部	2,415,000	
		職業能力開発施設等（売却済資産）	全部	4,195,102,000	
	雇用・能力開発機構	敷金回収金（返還済分）	全部	368,093,000	
		財産形成利子補給基金	全部	1,021,760,000	

※ 長寿・子育て・障害者基金には、預金、財政融資金預託金のほか、地方債、財投機関債、利付金融債及び一般担保付社債が含まれる。  
 また、記載金額は、平成21年度末の時価評価額である。

